

「震災時における民間賃貸住宅の一時提供」にご協力ください

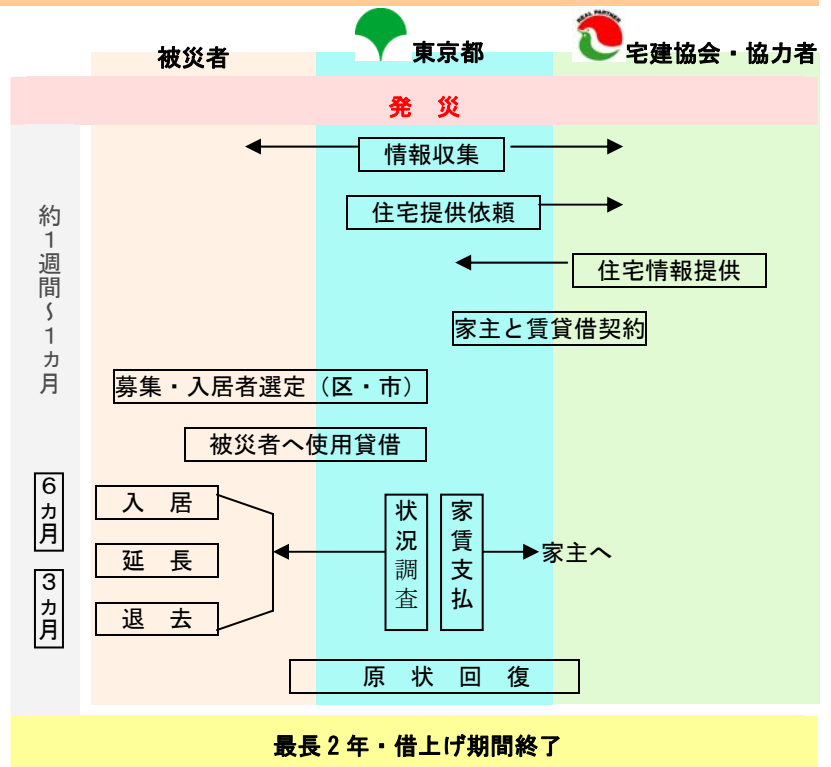
震災時に被災した方で、資力がなく自力で応急住宅が確保できない世帯を対象に、住宅を一時提供する制度です。同制度の趣旨をご理解いただき、会員のみなさまのご協力をお願いいたします。

■ 制度の概要

「震災時における民間賃貸住宅の一時提供」制度は、民間の空き家を活用することで被災者に迅速に住宅を供給できるとともに、仮設住宅と比べると低コストで、かつ廃材が出ないため環境にやさしく、さらに家族構成に応じた規模の住宅を提供できる、というメリットがあります。

震災が発生すると、東京都は、東京都宅建協会に賃貸住宅物件の情報提供を要請し、これを受けて東京都宅建協会は会員（事前登録協力者）から情報を集め都に提供します。

東京都は都と家主との間で賃貸契約等の手続きを行ったうえで、その住宅を借上げ、区市等を通じて募集した被災者の方々に提供します。



■ 契約等について

< 契約方法・期間 >

- ・東京都の借上げ方式。東京都が借主として、家主と転貸借条件付賃貸借契約を結び、使用者（入居者）には無償使用貸借します。
- ・東京都宅建協会会員（協力者）は契約の代行を行います。契約事務手数料は月額家賃の0.5ヵ月分です。
- ・契約期間は最長2年です。

< 家賃／費用負担 等 >

- ・家賃の上限額は12万円程度とし、1ヵ月あたりの基準家賃は91,700円です。
- ・敷金・礼金は、東京都および使用者は負担しません。
- ・共益費および附属施設使用料（駐車場等）は、使用者負担となります。
- ・退去時の原状回復は、状況に応じて家主または使用者の負担になりますが、使用者負担となった場合で、やむを得ない事情等により使用者が行えない場合は東京都が負担します。

< 提供住宅の基準 >

- ・住宅の規模は概ね19㎡から80㎡の範囲内となっております。

